

## 八尾市中規模小売店舗の出店等に関する要綱

平成12年 8月 1日施行

平成26年 4月 1日一部改正

令和5年 4月 1日一部改正

令和6年10月 1日一部改正

### (目的)

第1条 この要綱は、中規模小売店舗の出店等に係る届出について定めることにより、その周辺地域の生活環境の保持のため適正な配慮がなされ、もって、地域社会の健全な発展並びに市民生活の向上と発展に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

2 この要綱において「中規模小売店舗」とは、一つの建物であって、その建物内の店舗面積の合計が200㎡以上1,000㎡以下のものをいう。

### (事業者の責務)

第3条 中規模小売店舗を設置する者（以下「中規模小売店舗設置者」という。）は、当該店舗周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に定める主旨に沿って適正な配慮に努めなければならない。

### (新設の届出)

第4条 中規模小売店舗の新設（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより中規模小売店舗となる場合を含む。）をしようとする者は、八尾市中規模小売店舗出店計画概要届出書（様式第1）により市長に届け出なければならない。

### (届出の時期)

第5条 前条に規定する届出の時期は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為の許可を受けなければならない場合及び八尾市開発指導要綱に該当する場合、当該申請前

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築確認を受けなければならない場合、当該申請前

(3) 前2号以外の場合、当該中規模小売店舗の工事に着手する前

### (変更の届出)

第6条 第4条及び次項に規定する届出を行った中規模小売店舗設置者は、その届出事項を変更しようとするときは、速やかに八尾市中規模小売店舗変更届出書（様式第2）により市長に届け出なければならない。

2 この要綱の施行の際現に中規模小売店舗を設置している者は、当該中規模小売店舗について八尾市中規模小売店舗出店計画概要届出書（様式第1）に掲げる事項の変更であってこの要綱の施行の日以後最初に行われるものをしようとするときは、中規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書（様式第3）により、当該変更に係るもの以外のものを八尾市に届け出なければならない。

(商工会議所等への通知)

第7条 市長は、第4条及び第6条による届出を受けたときは、八尾商工会議所及び八尾市商業関連団体へ通知するものとする。

(指導等)

第8条 市長は、第4条及び第6条の届出を受けたときは、第1条の目的を達成するために、必要に応じて指導又は助言を行うことができるものとする。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、魅力創造部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。